

第2510地区 第11グループ



2007~2008

The Weekly Report of

Hakodate North R.C.

函館北ロータリークラブ会報

2007~08年度
国際ロータリーのテーマ

ロータリーは
分かちあいの心



2007~08年度
国際ロータリー会長

ウィルフリッドJ.ウィルキンソン

W. J. Wilkinson

石橋輝夫 会長 テーマ

—— ゆっくりと、ほどほどに ——



7月25日卓話 石田 勉氏

《第2115回例会》 第5号 8月1日(水)

本日のプログラム

卓話「会員増強月間について」

南木 哲雄 会員増強委員長

★会長 石橋輝夫

★幹事 渡部二康

例会場：函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151
例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務局：函館市大手町5-10 二子ビル4F TEL23-3870

- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

第3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

第4 その他

- 1) 厚生年金において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、社会保険庁の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、政府における対応を待って検討する。
- 2) 別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情については、今後、事案の調査分析を進め、また、年金記録問題検証委員会における年金記録の訂正に関連する新たな事実の判明を受け、その追加・充実を図る。

(会報担当者：弗田 和則 委員長)

文字組版と画像処理をプロデュース

チラシ・パンフレット・DMの企画・デザインから
記念誌・会報・研究論文の組版・印刷を
トータルでサポートします。

総合デジタルシステム

 株式会社 **共立印刷**

函館市吉川町6番6号

☎43-7650 FAX 43-1475

e-mail:kyoinsat@seagreen.ocn.ne.jp

(広告掲載：渡部 二康 会員)

函館北ロータリークラブのホームページアドレス <http://www.hakodate-north.org/>

◎7月11日出席報告 (増山 正 委員長)

会 員	31名	出席率対象会員	30名
		出席規定免除会員(a)	0名
		出席規定免除会員(b)	1名
当日出席	23名	当日欠席	7名
他クラブ出席	4名	出席合計	27名
出席率		90.00%	

・テレフォンサービス(例会移動案内) 電話 26-3170番

次回・8月8日
プログラム

夜間例会「ビールパーティー」

於 函館ハーバービューホテル 午後6時30分～

2007～2008〈第2114回例会〉第4号

7月25日の記録

◎司 会 石橋 輝夫 会長 ◎齊 唱 それでこそロータリー、四つのテスト

◎ゲ ス ト 石田社会保険労務士事務所 所長 石田 勉 氏 (函館R.C.)

◎ビジター 函館R.C. 日下部博久君、函館五稜郭R.C. 大田英雄君

◎会長報告 石橋 輝夫 会長

○国際ソロプチミスト函館より今年度の理事会メンバーが決まりましたとの挨拶が届いています。

○元米山奨学生で当クラブがお世話したフォン・タオ君より増山会員宛でメールが届いています。

前略 ご無沙汰しております。お元気でしょうか？

馮涛 (フォン・タオ) です。まだ覚えていらっしゃるでしょうか？

既にご存知だと思いますが、私は今年東京の仕事を辞め、

現在トヨタ自動車技術センター (中国) で働いております。

もちろん、実家一北京にいます。法規・渉外に関係がある仕事を担当しており、出張が結構多いです。

機会があれば、函館にもう一度行って皆さんに会いたいと思っています。

また、皆さん中国に来るのも楽しみにしております。

もし、いらっしゃる機会がありましたら、ぜひご連絡をください。

○西尾会員のご母堂様が21日にご逝去されました。

お通夜・告別式が執り行われましたので参列してきました。慎んでご冥福をお祈りいたします。

◎幹事報告 渡部 二康 幹事

○ロータリーワールドが届きましたので回覧いたします。

○国際ロータリー第2510地区の地区大会が10月20日・21日に函館五稜郭R.C.をホストクラブとして開催されます。本日メールボックスにパンフレットと出欠用紙を入れましたので皆様のご出席をお願いします。

○函館五稜郭R.C. 8月3日早朝例会、9日函館R.C.夜間例会に夫々変更です。

◎親睦活動委員会 泉 彰 委員長

ニコニコBOX投入報告

石橋会長・渡部幹事・森 会員・斎藤会員・増田会員・薮下会員・小笠原会員・千葉会員

……石田 勉さんを歓迎して。

函館R.C.石田 勉 氏……本日の卓話よろしく申し上げます。

◎卓話 「時事問題雑感」 石田社会保険労務士事務所 所長 石田 勉 氏

年金問題の嵐につきまして、少々お話いたします。

私は、この7月より函館年金記録確認函館第三者委員会の委員長代理を拝命いたしました。64歳になって総務省の職員の身分をいただくとは夢にも思いませんでした。

中央の第三者委員会の委員長は梶谷さん (前日弁連会長) ですが、人柄の素晴らしい方です。毎日のマスコミの取材に対して、第三者委員会の基本的な方針として、申立の審査のとき「申立人の人柄・人間性を見ましよう。」と言ったためにマスコミにたたかれましたが、弁護士であるがゆえに「疑わしきは、罰せず。」との精神により「疑わしきは、申請人の利益に」との考え方によるものです。

何故そのように考えなければならないかということ、社会保険庁の実態を見ると組織的職員の管理がメチャメチャな為です。これは自治労所属の労働組合の定めた悪しき労働慣例によるものでコンピューターに記録管理を移項するときのずさんな仕事が今日に至っています。

例1 名前の呼び方の間違い イシバシがイシハシで別人

例2 生年月日の間違い 数字のうち間違いで別人 (0が6など)

例3 年金の基礎番号の間違い 数字のうち間違いで別人 (0が7など)

それらを名寄せをして一人の記録にしようと作業中ですが、相当な期間を要します。1年から2年はかかると思われます。

第三者委員会が判断をしなければならない例ですが、国民年金がほとんどです。中央で認定の15件中、14件が国民年金の事例です。

国民年金の記録もれ（消えた年金）の原因

例1 社会保険庁が地方自治体に委任していた業務が社会保険庁に戻るときに発生

例2 保険料徴収作業で、町内会役員がまとめて納付するシステムがあった時期に役員によるネコババが発生

厚生年金の記録もれ（消えた年金）の原因

例1 企業の倒産による

通常、企業倒産の前は相当額の未納が発生するが、社会保険庁が徴収率アップのため企業にさかのぼっての全員喪失の届出を指導したため、個人記録が抹消される。

（函館でもあった事例です。）

以上、刑法の問題に発展しそうな事例もあり政府の基本的方針が決まらないものに対しては、まだ少々時間を要すと思われます。また、虚偽の申告があった場合の判断基準もあいまいなため、直面したときの第三者委員会の見解も違ってくる可能性もあります。

○資料

年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成19年7月10日

総務大臣決定

はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

第1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、社会保険庁側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

第2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘って、「第1 基本的考え方」を踏まえ対応する。
- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。